

令和 3 年度

富士吉田市
一般会計
特別会計 予算書及び予算説明書
事業会計

目

次

【予算書】

1. 富士吉田市一般会計予算書	1
2. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算書	11
3. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算書	15
4. 富士吉田市介護保険特別会計予算書	18
5. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算書	21
6. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算書	24
7. 富士吉田市立病院事業会計予算書	27
8. 富士吉田市水道事業会計予算書	33
9. 富士吉田市下水道事業会計予算書	38

【予算説明書】

10. 富士吉田市一般会計予算説明書	43
11. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算説明書	145
12. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算説明書	167
13. 富士吉田市介護保険特別会計予算説明書	173
14. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算説明書	196
15. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算説明書	206
16. 富士吉田市立病院事業会計予算説明書	217
17. 富士吉田市水道事業会計予算説明書	252
18. 富士吉田市下水道事業会計予算説明書	277

一 般 会 計 予 算 書

令和 3 年度 富士吉田市一般会計予算

令和 3 年度富士吉田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,141,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,147,024
	1 市 民 税	2,657,125
	2 固 定 資 産 税	2,723,571
	3 軽 自 動 車 税	174,013
	4 市 た ば こ 税	380,913
	5 都 市 計 画 税	181,365
	6 入 湯 税	30,037
2 地 方 譲 与 税		137,630
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	31,900
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	89,800
	3 森 林 環 境 譲 与 税	15,930
3 利 子 割 交 付 金		4,860
	1 利 子 割 交 付 金	4,860
4 配 当 割 交 付 金		24,300
	1 配 当 割 交 付 金	24,300
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		28,670
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,670
6 法 人 事 業 税 交 付 金		50,100
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	50,100
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,145,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,145,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,410
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,410
9 環 境 性 能 割 交 付 金		10,460
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	10,460
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		160,428

款	項	金 額
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	160,428
11 地 方 特 例 交 付 金		69,860
	1 地 方 特 例 交 付 金	42,360
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	27,500
12 地 方 交 付 税		2,850,000
	1 地 方 交 付 税	2,850,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		7,200
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,200
14 分 担 金 及 び 負 担 金		823,535
	1 負 担 金	823,535
15 使 用 料 及 び 手 数 料		422,145
	1 使 用 料	251,413
	2 手 数 料	170,732
16 国 庫 支 出 金		3,074,004
	1 国 庫 負 担 金	1,691,221
	2 国 庫 補 助 金	1,369,007
	3 委 託 金	13,776
17 県 支 出 金		1,249,184
	1 県 負 担 金	738,873
	2 県 補 助 金	481,388
	3 委 託 金	28,923
18 財 産 収 入		64,201
	1 財 産 運 用 収 入	64,199
	2 財 産 売 払 収 入	2
19 寄 附 金		2,010,013
	1 寄 附 金	2,010,013

款		項	金 額
20 繰 入 金			3, 522, 828
		1 基 金 繰 入 金	3, 522, 828
21 繰 越 金			30, 000
		1 繰 越 金	30, 000
22 諸 収 入			180, 448
		1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	10, 000
		2 市 預 金 利 子	626
		3 貸 付 金 元 利 収 入	1, 920
		4 雑 入	167, 902
23 市 債			2, 126, 700
		1 市 債	2, 126, 700
歳 入 合 計			24, 141, 000

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 議 会 費			202,984
	1 議 会 費		202,984
2 総 務 費			5,242,056
	1 総 務 管 理 費		4,755,070
	2 徴 税 費		260,300
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		148,500
	4 選 挙 費		41,998
	5 統 計 調 査 費		15,136
	6 監 査 委 員 費		21,052
3 民 生 費			6,973,528
	1 社 会 福 祉 費		3,380,525
	2 児 童 福 祉 費		3,082,304
	3 生 活 保 護 費		510,219
	4 災 害 救 助 費		480
4 衛 生 費			3,382,249
	1 保 健 衛 生 費		1,869,333
	2 清 掃 費		1,512,916
5 農 林 水 産 業 費			259,270
	1 農 業 費		174,478
	2 林 業 費		84,792
6 商 工 費			487,773
	1 商 工 費		487,773
7 土 木 費			2,740,356
	1 土 木 管 理 費		508,142
	2 道 路 橋 梁 費		841,042
	3 河 川 費		3,000

款		項		金 額	
7 土 木 費	4 都 市 計 画 費	357,504			
	5 下 水 道 費	607,989			
	6 住 宅 費	422,679			
8 消 防 費		1,186,922			
	1 消 防 費	1,186,922			
9 教 育 費		2,128,689			
	1 教 育 総 務 費	451,136			
	2 小 学 校 費	367,447			
	3 中 学 校 費	242,502			
	4 社 会 教 育 費	343,972			
	5 保 健 体 育 費	723,632			
10 災 害 復 旧 費		3			
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1			
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2			
11 公 債 費		1,507,070			
	1 公 債 費	1,507,070			
12 諸 支 出 金		100			
	2 土 地 開 発 基 金 費	100			
13 予 備 費		30,000			
	1 予 備 費	30,000			
歳 出 合 計		24,141,000			

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称) 富士の杜巡礼の郷公園事業 (R3・4 継続事業)	224,972	令和3年度	90,992
				令和4年度	133,980
7 土木費	2 道路橋梁費	横町熊穴線外2路線整備事業 (設計・工事分)	177,989	令和3年度	71,428
				令和4年度	106,561
9 教育費	2 小学校費	小学校校舎等維持管理事業	74,895	令和3年度	29,950
				令和4年度	44,945
9 教育費	3 中学校費	中学校校舎等維持管理事業	14,589	令和3年度	4,370
				令和4年度	10,219

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
庁舎電話交換機リース料	令和４年度から令和８年度まで	27,500 千円
R03年度0Aサーバ機器一式賃借料	令和４年度から令和８年度まで	61,509 千円
R03構築基幹系業務システム賃借料	令和４年度から令和７年度まで	86,302 千円
R03構築基幹系業務システム・クラウド使用料	令和４年度から令和８年度まで	145,574 千円
電子黒板（第3期）使用料	令和４年度から令和８年度まで	20,848 千円
教育情報ネットワークセキュリティ強化機器一式使用料	令和４年度から令和８年度まで	125,683 千円
学習支援ソフトウェア賃借料	令和４年度から令和７年度まで	59,189 千円
市内小中学校教職員パソコン機器賃借料（Bグループ）	令和４年度から令和８年度まで	18,668 千円
令和３年度に銀行その他の金融機関が富士吉田市土地開発公社に融資した開発資金の債務保証	令和３年度以降事業費借入金償還期間の満了の日まで	2,000,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む）に相当する額

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1 公 共 施 設 整 備 事 業 債	224,000	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
2 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	19,500	同 上	同 上	同 上
3 し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業 債	67,500	同 上	同 上	同 上
4 農 業 基 盤 整 備 事 業 債	37,000	同 上	同 上	同 上
5 道 路 整 備 事 業 債	459,800	同 上	同 上	同 上
6 公 園 整 備 事 業 債	40,900	同 上	同 上	同 上
7 橋 梁 整 備 事 業 債	33,200	同 上	同 上	同 上
8 砂 防 地 す べ り 対 策 事 業 債	3,000	同 上	同 上	同 上
9 公 営 住 宅 整 備 事 業 債	139,500	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
10 消 防 ・ 防 災 施 設 整 備 事 業 債	37,200	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
11 小 学 校 債	49,400	同 上	同 上	同 上
12 中 学 校 債	14,700	同 上	同 上	同 上
13 社 会 教 育 債	11,000	同 上	同 上	同 上
14 臨 時 財 政 対 策 債	990,000	同 上	同 上	同 上
計	2,126,700			

国民健康保険特別会計予算書

議案第 2 号

令和 3 年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度富士吉田市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,537,044 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		985,945
	1 国 民 健 康 保 険 税	985,945
2 使 用 料 及 び 手 数 料		800
	1 手 数 料	800
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		3,899,663
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	3,899,662
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		103
	1 財 産 運 用 収 入	103
6 繰 入 金		640,514
	1 他 会 計 繰 入 金	454,409
	2 基 金 繰 入 金	186,105
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		10,016
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	5,001
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 収 入	5,014
9 市 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		5,537,044

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		162,707
	1 総 務 管 理 費	154,771
	2 徴 税 費	6,028
	3 運 営 協 議 会 費	208
	4 趣 旨 普 及 費	1,700
2 保 険 給 付 費		3,823,546
	1 療 養 諸 費	3,258,074
	2 高 額 療 養 費	546,511
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	14,708
	5 葬 祭 諸 費	4,250
	6 傷 病 手 当 諸 費	1
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,437,917
	1 医 療 給 付 費 分	1,001,407
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	312,475
	3 介 護 納 付 金 分	124,035
4 共 同 事 業 拠 出 金		3
	1 共 同 事 業 拠 出 金	3
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		70,113
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	39,937
	2 保 健 事 業 費	30,176
7 基 金 積 立 金		103
	1 基 金 積 立 金	103
8 公 債 費		1

款		項	金 額
8	公 債 費	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9	諸 支 出 金		12,653
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,903
		2 他 会 計 繰 出 金	2,750
10	予 備 費		30,000
		1 予 備 費	30,000
歳 出		合 計	5,537,044

後期高齢者医療特別会計予算書

議案第 3 号

令和 3 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,055,576 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		399,040
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	399,040
2 使 用 料 及 び 手 数 料		76
	1 手 数 料	76
3 繰 入 金		655,455
	1 一 般 会 計 繰 入 金	655,455
4 諸 収 入		1,005
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		1,055,576

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		6,805
	1 総 務 管 理 費	4,504
	2 徴 収 費	2,301
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,037,770
	1 後 期 高 齢 者 医 療 負 担 金	1,037,770
3 諸 支 出 金		1,001
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,055,576

介護保険特別会計予算書

議案第 4 号

令和 3 年度富士吉田市介護保険特別会計予算

令和 3 年度富士吉田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,514,827 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		912,357
	1 介 護 保 険 料	912,357
2 分 担 金 及 び 負 担 金		9,166
	1 負 担 金	9,166
3 使 用 料 及 び 手 数 料		150
	1 手 数 料	150
4 国 庫 支 出 金		1,061,384
	1 国 庫 負 担 金	774,268
	2 国 庫 補 助 金	287,116
5 支 払 基 金 交 付 金		1,163,604
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,163,604
6 県 支 出 金		625,220
	1 県 負 担 金	605,107
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	20,112
7 財 産 収 入		263
	1 財 産 運 用 収 入	263
8 繰 入 金		735,132
	1 一 般 会 計 繰 入 金	731,311
	2 基 金 繰 入 金	3,821
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		7,550
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	7,549
歳 入	合 計	4,514,827

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		84,180
	1 総 務 管 理 費	55,005
	2 徴 収 費	3,839
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	25,049
	4 趣 旨 普 及 費	165
	5 運 営 協 議 会 費	122
2 保 険 給 付 費		4,244,230
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	3,909,959
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	44,210
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	107,951
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	10,562
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	167,162
	6 そ の 他 諸 費	4,386
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 基 金 積 立 金		263
	1 基 金 積 立 金	263
5 地 域 支 援 事 業 費		175,151
	1 介 護 予 防 事 業 費	108,300
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	66,851
6 諸 支 出 金		1,002
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,002
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,514,827

介護予防支援事業特別会計予算書

議案第 5 号

令和 3 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算

令和 3 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,552 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款		項	金 額
1	サ	ー	ビ
		ス	収 入
		1	介護給付費収入（介護予防給付費収入）
2	繰		入 金
		1	他 会 計 繰 入 金
歳 入		合 計	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 費		16,252
	1 介 護 予 防 支 援 事 業 費	16,252
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	16,552

看護専門学校特別会計予算書

議案第 6 号

令和 3 年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算

令和 3 年度富士吉田市看護専門学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 205,515 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		20,047
	1 使 用 料	18,632
	2 手 数 料	1,415
2 国 庫 支 出 金		0
	1 国 庫 補 助 金	0
3 県 支 出 金		23,000
	1 県 補 助 金	23,000
4 繰 入 金		158,007
	1 他 会 計 繰 入 金	158,007
5 諸 収 入		4,461
	1 雑 入	4,461
歳 入 合 計		205,515

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 総	務 費		204,515
		1 総 務 管 理 費	204,515
2 予	備 費		1,000
		1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計			205,515

市 立 病 院 事 業 会 計 予 算 書

令和 3 年度富士吉田市立病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度富士吉田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業 務 量

イ 病 床 数	310 床			
一 般 病 床	300 床			
I C U 病 床	6 床			
感 染 症 病 床	4 床			
ロ 患 者 数	年 間	241, 898 人	一日平均	884 人
入 院 患 者	〃	83, 220 人	〃	228 人
外 来 患 者	〃	158, 678 人	〃	656 人

(2) 建設改良計画

イ 病院改良工事	138, 600 千円
ロ 医療機器等購入	126, 707 千円

ハ	リース債務償還金	170,920 千円
---	----------	------------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		8,692,879 千円
第1項 医業収益		7,347,984 千円
第2項 医業外収益		1,211,649 千円
第3項 特別利益		133,246 千円

	支	出
第1款 病院事業費用		8,456,507 千円
第1項 医業費用		8,357,726 千円
第2項 医業外費用		97,780 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 370,154 千円は、過年度分損益勘定留保資金 302,169 千円と過年度分消費税資本的収支調整金 67,985 千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		391,905 千円
第1項	企 業 債		74,300 千円
第2項	負 担 金		190,553 千円
第3項	補 助 金		127,050 千円
第4項	固定資産売却代金		1 千円
第5項	寄 附 金		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		762,059 千円
第1項	建 設 改 良 費		436,228 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		285,831 千円
第3項	予 備 費		40,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院事業債	74,300 千円	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件によ り、銀行その他の場合は、その債権者と協 定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は 繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 4,377,552 千円

(2) 交 際 費 1,000 千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計から、この会計へ繰入を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 他会計補助金 70,087 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,985,207 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 11 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
医療機器	多人数用透析液供給装置等	一式

令和 3 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

水道事業会計予算書

議案第8号

令和3年度富士吉田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度富士吉田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 (メーター数)	19,499 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	5,958,688 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	16,325 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	第8期事業第9年度事業
	新屋第2配水場整備事業(継続) 306,900 千円
	鐘山配水区配水管工事(単年) 120,775 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	764,401 千円
第1項	営業収益	593,319 千円
第2項	営業外収益	171,081 千円
第3項	特別利益	1 千円
支		出
第1款	水道事業費用	719,907 千円
第1項	営業費用	663,897 千円
第2項	営業外費用	55,009 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額303,805千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,085千円、損益勘定留保資金167,720千円、建設改良積立金100,000千円で補てんするものとする。)。

収				入
第1款 資 本 の 収 入				696,664 千円
第1項	企	業	債	316,000 千円
第2項	負	担	金	167,417 千円
第3項	補	助	金	204,396 千円
第4項	出	資	金	8,850 千円
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金			1 千円
支				出
第1款 資 本 の 支 出				1,000,469 千円
第1項	建 設 改 良 費			818,824 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			176,645 千円
第3項	予 備 費			5,000 千円

（継 続 費）

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	新屋第 2 配水場整備事業	770, 110 千円	令和 3 年度	306, 900 千円
				令和 4 年度	463, 210 千円

（企 業 債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水設備工事債	316, 000 千円	普通貸借	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第7条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

98,860 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和3年3月1日提出

富士吉田市長 堀内 茂

下 水 道 事 業 会 計 予 算 書

議案第9号

令和3年度富士吉田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度富士吉田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数 6,337 戸

(2) 年 間 総 排 出 量 2,358,846 m³

(3) 一 日 平 均 排 出 量 6,463 m³

(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 国庫第4工区（富士見バイパス） L=112m 32,000千円（社交金事業）

国庫第16工区その1（上吉田西裏通り線） L=100.5m 43,000千円（社交金事業）

耐震化工事（昭和通り線） 9箇所 18,000千円（防災・安全事業）

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		890,829 千円
第1項	営業収益		248,537 千円
第2項	営業外収益		642,291 千円
第3項	特別利益		1 千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		870,578 千円
第1項	営業費用		789,196 千円
第2項	営業外費用		77,381 千円
第3項	特別損失		1 千円
第4項	予備費		4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額356,916千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,600千円及び損益勘定留保資金355,316千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資 本 的 収 入		576,669 千円
第1項	企 業 債		286,900 千円
第2項	補 助 金		151,500 千円
第3項	負 担 金 等		138,269 千円
		支	出
第1款	資 本 的 支 出		933,585 千円
第1項	建 設 改 良 費		487,585 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		446,000 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 176,700	普通貸借	6. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
流域下水道事業	千円 75,200	普通貸借		
特別措置分	千円 35,000	普通貸借		

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

37,995 千円

令和3年3月1日提出

富士吉田市長 堀内 茂